

Jークレジット取得に必要となる申請資料の提出に関する特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、今治市が取り組む高炉セメントコンクリートを使用したJークレジットの取得申請に必要となる資料作成・提出に必要な事項について定めるものである。

(対象工事)

第2条 1件あたりの高炉セメントコンクリートの総使用量が当初契約時において100 m³以上となる工事。

(提出資料)

第3条 受注者は、受注した工事が第2条による対象工事である場合は、以下の資料をJークレジットの取得申請用資料として、工事完成后、以下の資料を速やかに監督員に提出しなければならない。

- 1 配合別打設数量表(様式 28)
- 2 レディーミクストコンクリート配合計画書
 - ・対象工事で使用した高炉セメントコンクリートの配合計画書及び同規格の普通セメントコンクリートの配合計画書(参考資料)を提出すること。
 - ・配合計画ごとに提出すること。
 - ・コンクリート工場ごとに提出すること。
- 3 コンクリート工場の日本工業規格適合認証書(JIS 認証書)
 - ・コンクリート工場ごとに提出すること。

(適用除外)

第4条 第3条2のレディーミクストコンクリート配合計画書及び同条3のコンクリート工場の日本工業規格適合認証書については、受注者がコンクリート工場に提供の協力を求めるものとするが、工場から提供の協力を得られなかった場合は、速やかに受注者が様式 29 により監督員に通知することで、本特記仕様書で定める対象工事から除外するものとする。

(その他)

第5条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。